# ID:　212

## 担当部署:　建設課

|  |  |
| --- | --- |
| **処分の概要** | 占用料の減免 |
| **例規名****根拠条項** | 藤崎町法定外公共物管理条例　第14条 |
| **例規番号** | 平成17年条例第142号 |
| 【根拠条文】(占用料の減免)第14条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減額し、又は免除することができる。(1)　国又は地方公共団体が法定外公共物を占用し、公共の用に供するとき。(2)　その他占用料を徴収することが不適当であると町長が認めたとき。【基準】根拠条文に同じ。 |
| **標準処理期間** | 15日 |
| 備考 |  |
|  |
| **設定年月日** | 平成27年10月13日 | **最終変更年月日** | 　年　　月　　日 |